

## 割賦販売条件説明書 2014年4月1日版

① 賦販売事業者の名称および住所

株式会社 U-NEXT

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前三丁目 35 番 2 号

② 割賦販売の契約に関するお問い合わせ先

U-mobile お客様サポートセンター

メール等でのお問い合わせ窓口：<http://umobile.jp/support/form>

③ 商品名

U-mobile LTE ルーター

④ 商品の製造者および型式

富士ソフト株式会社 FS010W

⑤ 商品の数量

1 個

⑥ 分割払の内容

割賦販売価格（支払総額）：33,480 円（税込）

初回支払額：1,290 円

分割払金：1,110 円

支払回数/支払期間 30 回/30 ヶ月

実質年率：0.0%

⑦ 分割払金の支払の時期および方法

クレジットカード決済によりお支払いいただきます。お支払いの時期は、各クレジットカード会社の定めによるものとします。

⑧ 商品の引渡し時期

弊社が U-mobile LTE ルーター（U-mobile LTE フラット（S）対応機器）を指定場所に発送した日とします。（概ね、お申込み手続き完了後 1 週間程度になります。）

⑨ 契約の解除に関する事項

（1）お客様による解除

割賦販売契約は、お客様が商品の利用を停止した場合または解除した場合であっても引き続き有効に存続します。お客様が割賦販売契約に基づく債務を完済する前に商品の利用を停止または解除した場合は、お客様は、分割払金の残額を一括して支払うものとします。なお、お客様が割賦販売契約を解除することはできません。

（2）当社による解除

お客様が U-mobile LTE フラット（S）サービス対応機器販売規約第 9 条に定める事由に該当した場合には、当社は U-mobile LTE フラット（S）サービス対応機器販売規約第 9 条に基づき割賦販売契約を解除することができるものとします。

⑩ 所有権の移転に関する事項

機器の所有権は、機器の分割払金の支払いが全て完了したことを当社が確認できたときに、当社からお客様に移転するものとします。

⑪ 支払時期の到来していない分割払金の支払を請求することについての定め

お客様が U-mobile LTE フラット（S）サービス対応機器販売規約第 6 条に定める事由に該当した場合には、割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに分割払金の残額を一括して支払うこととします。

⑫ 分割払金の支払の義務が履行されない場合の遅延損害金の定め

お客様が分割払金の支払を遅滞したときは、U-mobile LTE フラット（S）サービス対応機器販売規約第 7 条に基づき、遅延損害金をお支払いいただきます。

以上